

介護保険制度が変わります

平成27年度から新制度始まる

国の制度改正により、介護保険制度が4月から段階的に改正されます。今回の改正は、介護保険制度がスタートした平成12年から、今までにない大きな見直しです。

介護保険制度に係る経費が増加している近年の状況であり、超高齢社会のピーク（秋田県では平成32年頃）を迎え、今後ますます利用者が増加すると推測されています。本制度を維持していくためにも、ご理解をお願いします。

主な変更点は…

①特別養護老人ホームの入所基準
今までは要介護1～5の方が、入所できましたが、今回の改正後は、要介護3～5の方に入所が限られます。

★平成27年3月末までに入所している方については、要介護1、2であってもそのまま入所していることができます。しかしながら、4月以降、入院などで一旦退所した場合、退院後の再入所は新規の入所扱いとなります。

★要介護1、2の方でもやむを得ない事情（※）で在宅での生活が著しく困難な場合には、特例で認められる場合があります。

※「やむを得ない事情」とは
・認知症であり、日常生活に支障がある。
・知的障がい・精神障がいがあり、日常生活に支障がある。
・虐待など、安全の確保が困難。

など、個々の状況を踏まえて判断することになります。詳しくは、各施設へ相談ください。

段階的な改正

～本年8月からの改正点～

②一定以上所得がある方の利用者負担の見直し
今までは、介護サービス利用者負担については、一律1割負担でしたが、個人ごとの所得に応じ、判定します。2割負担の対象は、本人の前年の合計所得金額が160万円以上の方となります。

③高額介護サービス費の見直し
医療保険の現役並み所得に相当する人がいる世帯に限定して、負担の上限

額を44,400円（今までは37,200円）に引き上げます。なお、これに係らない一般世帯に関しては、今までどおり上限額を37,200円と、据え置きとなります。

④施設入所者介護サービス費の見直し
特別養護老人ホーム等の利用費用の中で、食費や居住費などへの補助の縮小がなされます。

ア・配偶者の所得の勘案
特養老人ホームへ入所の際、本人が施設住所へ住

民登録を移し、配偶者と世帯分離した場合、本人が非課税であれば、補助対象となりましたが、世帯分離した配偶者が課税されていると補助対象から外れます。

イ・貯金等の勘案
預貯金、有価証券などの総額が、単身で1,000万円以上、夫婦で2,000万円以上ある方は補助対象から外れます。

⑤要支援者向けの在宅介護サービスは平成29年4月から変わります。
今までは国の基準で実施してきましたが、今後はデイスが市独自の内容で実施され、よりサービスの多様化が図られます。

問合せ
・本庄由利広域市町村圏組合 介護保険課 ☎24・3347
・にかほ子育て長寿支援課 長寿支援班 ☎32・3042

介護保険料の決まり方

平成27年度から平成29年度までの「本庄由利広域第6期介護保険事業計画」が策定され、介護サービスの利用推計や施設整備等、これからの介護保険事業の方向性が示され、以下のとおり保険料が算出されました。

前期計画（第5期）と比べ、基準額（第5段階）が13,440円（月額にして1,120円）、増額となったものです。

これは介護サービス利用者の増加に伴い、また向こう3年間の推計値をもとにして算出しています。

今後は、高齢期を迎えても、心身ともに健康で自分らしい生活を継続していくための取り組みを一層進めていき、持続可能な介護保険制度の構築に努めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

